

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

香川県監査委員 林 熱
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当について、支給漏れがあつた。 (森林センター)</p> <p>(イ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。 (森林センター)</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 支給漏れの超過勤務手当を直ちに支給した。今後は、超過勤務命令簿と超過勤務実績簿の照合確認を総務担当が徹底する。</p> <p>(イ) 支給されていない出張旅費を直ちに支給した。今後は、自家用車公務使用申請書と旅費システムの入力内容の照合確認を総務担当が徹底する。</p>
検討指示事項	森林病害虫防除のために貸し出している機具について、その貸付手続及び管理方法の見直しを検討する必要がある。 (みどり整備課)	森林病害虫防除機具貸付要領を改正し、貸付手続を見直すとともに、管理办法については、借受者の管理責任範囲を明確にした。